# 公益社団法人大分県社会福祉士会講師謝金規則

## (趣旨)

第1条 この規定は、公益社団法人大分県社会福祉士会(以下「本会」という)の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

### (種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金とする。

### (講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会等における講演又は講義 等に対して支払うものとする。

### (謝金の額)

- 第4条 講師謝金の基準額は、別に定める。但し特別講演、2時間を超える講義等に ついてはその都度理事会で定める。
  - 2) 本会が、定款第4条における事業を指定及び委託等で行う場合の謝金等については、講師謝金支払い規準とは別に理事会の承認を得て金額を定めることができる。

#### (規定の変更)

第5条 この規則の変更は理事会の議決を得なければならない。

## <講師謝金支払い基準>

講師基準		1時間支払額
I	認定上級社会福祉士、大学教授、医師、弁護士等	12,000円
II	認定社会福祉士、大学准教授、講師等	10,000円
Ш	社会福祉士、大学助教、理学療法士、作業療法士、	
	管理栄養士、歯科衛生士、看護師、福祉施設長等	6,000円

交通費については別途公共の交通機関の基準に沿って支払うものとする。

## 附則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

変更した規則は、2019年4月1日から施行する。「講師等謝金支払基準」 2020年4月1日改正